

建設経済常任委員会会議録

令和4年3月2日

寒川町議会

出席委員 杉崎委員長、横手副委員長
青木委員、佐藤（正）委員、柳下委員、太田委員、茂内委員、橋本委員、吉田委員、
関口委員
佐藤（一）議長

説明者 菊地環境経済部長、原田産業振興課長、吉田副主幹
黒木都市建設部長、畠山都市計画課長（兼）一之宮公園管理事務所長、小林主査
石黒主査

案 件

（付託議案）

1. 議案第20号 寒川町工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について
2. 議案第21号 寒川町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について
3. 議案第22号 寒川町地域公共交通会議設置条例の制定について

午前9時40分 開会

【杉崎委員長】 皆さん、おはようございます。常任委員会3日目ということでございます。前段で本会議がございましたけども、少し遅れての開会となりますが、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、ただいまより建設経済常任委員会を開催させていただきたいと思ひます。

本日の案件につきましては、次第のとおり付託議案3件でございます。次第のとおり議案の審査を行ってまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。また、議案の内容につきましては、先日の本会議場で提案説明がございましたけども、再度内容をご説明いただきまして、質疑、討論、採決の順に進めてまいりたいと思ひますけども、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【杉崎委員長】 それでは、執行部が入室するまで暫時休憩いたします。

【杉崎委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、議案第20号 寒川町工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

菊地環境経済部長。

【菊地環境経済部長】 皆様、おはようございます。それでは、議案第20号 寒川町工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定についてのご審議をお願ひいたたく存じます。

今回の条例の制定につきましては、今まで町における特定工場の緑地率等の基準につきましては、神奈川県が定めた準則条例を適用しておりましたが、県の準則条例が平成29年4月に廃止されたことに伴い、市町村において条例を制定するまでの5年間、令和4年3月31日までは経過措置が設けられており

ました。ここで経過措置の期間が終了することに伴いまして、町で条例を制定する必要が生じたことから、今回、本条例を提案するものでございます。

説明につきましては原田産業振興課長が行いますので、よろしくお願いいたします。

【杉崎委員長】 原田産業振興課長。

【原田産業振興課長】 おはようございます。それでは、議案第20号 寒川町工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定についてご説明をさせていただきます。なお、本会議での説明と重複する部分もございますので、よろしくお願いいたします。

今回の準則条例の制定につきましては、昨年の10月から11月の約1か月間、パブリックコメントを実施させていただき、その際に法の概要や町の基本的な考えをお示しさせていただきました。

今回の工場立地法につきましては、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われ、経済の健全な発展と福祉の向上に寄与することを目的としており、一定規模以上の特定工場に該当する工場の新規または増設などを行う際の生産施設や緑地、環境施設の敷地面積に対する割合などの基準を規定するものでございます。また、町内には、工場立地法における特定事業所に該当する事業所は17事業所でございます。

現状といたしましては、本町は町域が狭いこともございまして、特定工場の新たな敷地の拡張などがとても難しく、経済環境の変化への対応や生産施設の建設、事業拡大が行いづらい環境にございます。こうしたことから、今回、町で制定する準則条例につきましては、環境の保全、住環境との調和を図りつつ、区域区分の目的に応じ、既存工場用地の土地利用が図られるよう、緑地面積率、環境施設面積率につきまして、現行よりさらに緩和した町準則条例を制定するものでございます。

なお、パブリックコメント実施時におけるご意見につきましては、昨年12月の協議会でご報告させていただきましたとおり、特定事業所から町の考えに対する2件の賛成意見がございました。

それでは、タブレット資料01-1、寒川町工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例をご覧ください。

まず、第1条につきましては、趣旨で、工場立地法第4条の2第1項の規定に基づき、町の準則条例を定めることを示しております。

第2条につきましては、用語の定義となります。

第3条では、区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合で、第1項では、国が一律で定めております緑地面積の敷地面積に対する割合100分の20以上、環境施設的面積の敷地面積に対する割合100分の25以上に対しまして、区域区分ごとに町の緩和した割合を示したものでございます。表の上段、甲区域となります準工業地域では、緑地の面積の敷地面積に対する割合100分の15以上、環境施設的面積の敷地面積に対する割合100分の20以上とし、下段の乙区域となります工業地域及び工業専用地域では、それぞれ100分の6以上、100分の11以上と規定するものでございます。

次に、第2項では、環境施設以外の施設の屋上などに緑地を設けた、いわゆる重複緑地に関する算入の割合を規定するものでございまして、その算入率を国と同様に、2分の1を上限とするものでございます。

4条につきましては、敷地が2以上の区域にわたる場合の適用を定めるもので、甲乙区域または住居専用地域などの区域が2以上にわたる場合で、甲乙区域の占める割合が当該敷地の2分の1以上ある場

合には、その占める割合が高い区域の割合を敷地の全部に適用し、また甲乙区域の定める割合が2分の1未満の場合には、町が定める準則規定の割合を適用しないこととしており、その場合には国が一律で定めておりますそれぞれ100分の20以上、100分の25以上を確保していただくこととなっております。

次に、第2項では、当該敷地に対する甲乙区域の割合が同じ場合には、乙の区域の規定を適用することを定めたものでございます。

最後に附則でございますが、第1項では、先ほど部長からもお話がありましたとおり、神奈川県準則条例が本年3月31日をもって適用措置期間が終了となりますことから、令和4年4月1日より施行することとしております。

次に、第2項につきましては、昭和49年6月28日に設置されている既存工場が建て替えや増設に伴い、生産施設の面積が変更となる場合の規定でございます。

第1号では、一つの業種に属する場合の規定で、甲乙区域とも、備考欄を含め、法が定める計算式と同様としておりますが、数値のみを町が適用する数値に置き換えたものでございます。

第2号は、2以上の業種に属する場合の規定となります。工場立地法では、特定工場における業種がアンモニア製造業や石油精製業など第1種から熱供給業など第8種まで、環境への負荷に応じて8種類に分類され、敷地面積に対する生産施設面積の割合がそれぞれ30%から65%の業種別上限が定められていることから、シグマの総和記号を用いまして、施設の割合に応じてそれぞれ算出できるようにするもので、前後と同様に、法で定める計算式と同様のものでございます。

この1号、2号につきましては、主に町の準則条例の割合を満たしていない既存工場が複数ある生産施設を徐々に更新を行っていく場合などに、町の準則条例の割合に徐々に近づけていただく規定でございます。最終的には生産施設が全て更新された時点で町の準則条例を満たしていただくこととなっております。

なお、概要等をまとめたものをタブレット資料01-2に参考資料として提出させていただいております。附則の具体的な例示もございますので、後ほどご覧をいただければと思います。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

【杉崎委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

青木委員。

【青木委員】 この工場立地法における、まず緑地の定義とイメージ、どういったものが緑地ってこういうものですよというイメージをまずお聞かせ願ひたいのと、それとあと、これはもう行われることだと思うんですが、こういうことを今まで県が決めていたものを町が独自にやるわけじゃないですか、これから。ほかの自治体もそういうことを進めるなんていう情報は聞いていますか。そういうのを聞いていけば、またお聞かせ願ひたいんですけど。

【杉崎委員長】 原田産業振興課長。

【原田産業振興課長】 緑地のイメージでございますが、工場の敷地の周りによく生け垣とかございますよね。ああいったものが緑地になります。その後に環境施設というものが出てきておりますけども、環境施設につきましては、例えば工場の中にある広場であったり、グラウンドであったり、雨が降ったときに浸透させる施設、そういったものが環境施設になるかと思ひます。

2点目、ご質問いただきましたほかの市町村の状況についてということでございますが、これは過去の協議会の中でもたしかご質問いただいたと思いますけども、各市町村の状況によって全く違うというのが現状でございます。町は製造業を中心として町が栄えてきたという状況もありますので、そういった部分と、例えば観光が中心に栄えてきた町とでは全く考え方が違うという状況がございます。

なので、県内でも、要は鎌倉市であるとか湯河原町みたいなところについてはそもそもこういった規定が必要ないということで、国の法律のまま動いているところもございまして、寒川町のように基準値のぎりぎりのところまで緩和をするという市町村もございまして。ちなみに県内では、小田原市と寒川町が同じ割合を設ける予定で考えております。

以上です。

【杉崎委員長】 青木委員。

【青木委員】 自治体によっては、いろいろと自治体の事情によって緩和するですとか、そのままですとかというのは分かりましたので。

敷地についてもいろいろな工場の広場とかいうことを含めてということですけども、経済産業省によると、工場立地の段階から周辺的生活環境との調和を保つ基盤を整備し、公害の発生をしにくくする体制を整えることにより、早い段階での生活環境の保全を図ることを目的とするというふうに言っていますし、工場立地法の概要の中でも、工場立地法は経済の健全な発展と福祉向上に寄与するとあるんですけども、確かに経済に対して非常に賛成意見も企業にあたりして、そういった点では町に対してプラスになるのかなと思うんですけど、心配されるのが福祉の面です。

というのは、働いている方々が、結局減になるということは、例えば憩いの場、運動場とかって今言っていたじゃないですか。運動場は芝生があって、そこでゆったりできる、そういうような場所、そこで弁当を広げて食べたりとかって、従業員の方はされていると思うんです。そこが減少するという点について、従業員の方々の環境ということがちょっと心配されるんですけど、町はそういったことについてはどういうふうに考えていらっしゃるのかお聞かせ願えますか。

【杉崎委員長】 原田産業振興課長。

【原田産業振興課長】 減少することについてということでございますが、基本的には、例えば100分の6以上とかいう形で決めておりますので、それぞれ企業さん、それ以上に緑地が設けられるとか、環境施設が設けられるということであれば、対応していただければと思っています。

また、今回の準則条例の中では、緑地と環境施設、生産施設の話は出てきておりますけれども、それ以外の、例えばここに関わってこない福利厚生施設といった部分もございまして、いろいろそういった中でそれぞれ企業さんが対応していくものだと考えております。

そもそも工場立地法ができたときと今の環境の考え方も大分違ってきているのかなと感じていて、また今、町の特定企業に指定されている工場さんというのはかなりの大手の企業さんということもありますので、その辺の環境に対する配慮とか理解というものは、私どもが想像する以上に取組をしっかりとされているのかなと感じているところでございます。

以上です。

【杉崎委員長】 青木委員。

【青木委員】 大企業が中心と言うんですけど、新規に中小企業の参入というのもあり得ると思うんです。そういう点では心配されるところがあるとは思うんですけど。

最後なんですけども、福祉の向上についてはそういった町のお考えというのは分かりました。

やはり環境という問題で、先ほども経済産業省が言っているような公害の発生をしにくくする体制を整えるって、それは当然やっているとは思うんですけども、町としてはゼロカーボンシティを宣言した町じゃないですか。限定的とはいえ、緑地はそういうふうな憩いの場になりますし、当然、緑地といいますから緑があるわけじゃないですか。そういった部分で多少でもなくなってしまいうのは、ゼロカーボンシティ化を目指す町としては整合性が保たれないんじゃないかなと思うんですけども、その点についてお聞かせください。

【杉崎委員長】 原田産業振興課長。

【原田産業振興課長】 なくなってしまうということは少し違うのかなという思いはありますが、基本的には工業協会と条例制定を進めるに当たってはいろいろご意見の交換とかもしています。その中で、町としては環境課のほうで定めております環境基本計画の中には事業者の責務とかもございまして、そういったところについてはしっかりと守っていただきたいということもお話しておりますし、カーボンニュートラルの件につきましても、今後、環境課さんのほうでいろいろ企業訪問しながら、いろいろご意見等も伺っていききたいということのお話はさせていただいているところでございます。

以上です。

【杉崎委員長】 他にございますか。

(「なし」の声あり)

【杉崎委員長】 それでは、これをもって質疑を終結いたします。お疲れさまでございました。暫時休憩いたします。

【杉崎委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

続きまして、議案第21号 寒川町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

黒木都市建設部長。

【黒木都市建設部長】 それでは、本日は都市建設部から、2件の付託議案の審査をお願いいたします。

初めに、議案第21号 寒川町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について、畠山都市計画課長よりご説明いたしますので、よろしくお願いたします。

【杉崎委員長】 畠山都市計画課長。

【畠山都市計画課長】 それでは、議案第21号 寒川町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正につきましてご説明申し上げます。

本件につきましては、田端西地区の都市計画変更が完了したことから、建築基準法第68条の2第1項の規定に基づきまして、現行の寒川町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例、こちらに田端西地区における都市計画変更で定められた建築物の制限に関する事項を追加し、良好なまちづくり

を進めるものでございます。

タブレット資料02をご参照ください。こちらの1ページでございますが、こちらが議案書でございます。

続いて、タブレット資料の2ページから24ページ、こちらにつきましては条例の改正文でございます。今回の条例改正につきましては、条の繰下げがございます。このため、タブレット資料2ページの改正文の中におきましては、条文後段の第19条からの記載となっておりますが、説明につきましては新旧対照表を基に、関連する別表の改正の説明も交え、ご説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

タブレット資料につきましては25ページをご参照ください。こちらが寒川町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例新旧対照表でございます。

まずは新たに現行に加え第11条でございます。こちらは工業地域の良好な環境形成を図るため、建築物の緑化率の最低限度を追加するものでございまして、これに伴い、条の繰下げとともに、地区計画の具体を示します別表第2の改正が生じるものでございます。

別表第2の改正についてご説明申し上げます。タブレット資料でございますが、27ページをご参照ください。こちらが現行及び改正案でございます。

左側の現行の表では、地区計画の名称(ク)の欄に「かき又はさくの構造の制限」と記載されておりますが、改正案では(ク)の欄に建築物の緑化率の最低限度が追加されるため、新たにかき又はさくの構造の制限については(ケ)として記載するものでございまして、別表全体に影響が及ぶことから、こちらの表については全部改正を行うものでございます。

タブレット資料25ページにお戻りください。ただいま申し上げました第11条の追加により、以降、条の繰下げが生じ、現行「第11条」が改正案では「第12条」となり、あわせて本条の現行見出しにおいて平仮名で記載されております「かき」を漢字の「垣」に改めるものでございます。

続いて、現行「第12条」を改正案では「第13条」に、現行「第13条」を「第14条」に改めるとともに、第2項中における「法第52条第5項」を「法第52条第7項」に改め、現行「第14条」を「第15条」に改め、「第15条」を「第16条」に改めるとともに、タブレット資料26ページに記載されております第4項中における「とする」を「の1.2倍を超えないこと」に改めまして、「第16条」を「第17条」に、「第17条」を「第18条」に、「第18条」を「第19条」に改めるものでございます。

続く、別表第1につきましては、現行の名称及び区域に、田端西地区地区整備計画区域及び都市計画法第20条第1項の規定により、告示された茅ヶ崎市都市計画、田端西地区地区計画において、地区整備計画が定められた区域を追加するものでございます。

別表の第2につきましては、先ほどの第11条の説明で申し上げた表の全部改正でございますので、よろしくお願いたします。

説明につきましては以上です。

【杉崎委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

【杉崎委員長】 質疑なしと認めます。

続きまして、議案第22号 寒川町地域公共交通会議設置条例の制定についてを議題とします。

本議案についての説明を求めます。

黒木都市建設部長。

【黒木都市建設部長】 続きまして、議案第22号 寒川町地域公共交通会議設置条例の制定についてですが、こちらにつきましては、議案訂正の手続をさせていただき、大変ご迷惑をおかけしたことを改めてお詫び申し上げます。

それでは、引き続き、畠山都市計画課長より説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

【杉崎委員長】 畠山都市計画課長。

【畠山都市計画課長】 このたびは本議案の事件の訂正に関し、ご迷惑をおかけしまして大変申し訳ございませんでした。

それでは、議案第22号 寒川町地域公共交通会議設置条例の制定についてご説明申し上げます。

本議案につきましては、今後の町内における公共交通施策の考え方の基本となります寒川町地域公共交通計画の作成に当たり必要となる法定協議会を設置するための条例制定でございます。

町は、これまで道路運送法に基づく寒川町公共交通会議において、公共交通に関する検討と協議を進めてまいりましたが、令和4年度からは地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づいた法定協議会として、より実効性の高い協議の場とするとともに、地方自治法に規定する町の附属機関として位置づけるものでございます。

タブレット資料につきましては03をご参照ください。こちらの1ページが議案書でございます。

続きまして、タブレット資料2から4ページをご参照ください。こちらが寒川町地域公共交通会議設置条例案でございます。条例の内容につきましては、町における他の会議等の設置条例と同様となっております。第1条では設置の目的を、第2条では所掌事務を定めております。第3条の組織では委員を14人以内と定め、第4条の任期では委員の任期を2年と定めております。第5条では会長及び副会長について、第6条では会議の招集、議決について、第7条では会議の庶務を都市計画課で行うこと、第8条では秘密の保持について、第9条では委任について定めてございます。

最後に、附則第1項で、施行期日を令和4年4月1日と定め、第2項では、寒川町非常勤特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正を行うものでございます。

説明につきましては以上でございます。

【杉崎委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

青木委員。

【青木委員】 タブレット資料だと4-2の第3条ですけれども、これは委員14人の大まかな代表者を任命するということになっているじゃないですか。この中で町民の声を反映させるという意味では、町民の方々の公募というのが必要だと思うんですけども、14人で占める割合というのは大体どのぐらいを想定されているんですか。その辺を聞かせてください。

【杉崎委員長】 石黒主査。

【石黒主査】 公共交通会議の委員の公募の町民の占める割合についてのご質問でございます。こちらにつきましては、現行の公共交通会議の中で公募の町民を今1名お願いしております。あと、自治会

長連絡協議会から推薦している自治会長の方を1名お願いしております、こちらをそのままお願いする予定となっております。

以上です。

【杉崎委員長】 青木委員。

【青木委員】 声を反映させるという意味では少し少ないような感じがするんですけど、もう決まっちゃったので、検討するということ、まだあれですか。増やすとかいうことはできないんでしょうか。そこだけちょっと。

【杉崎委員長】 石黒主査。

【石黒主査】 ご質問ありがとうございます。こちらの地域公共交通会議は2年ごとの任期で行っているんですけども、そのたびに公募の町民を募集しております、公募の町民の方の募集を毎回かけさせていただいているんですけども、ちょっと応募が少ないものでして、1名確保するのが難しいような状況ですので、今回は1名とさせていただきます。

以上です。

【杉崎委員長】 よろしいですか。他にございますか。

佐藤正憲委員。

【佐藤（正）委員】 かなりこの条例案を読み込みました。2点あるんですが、今までの地域公共交通会議と名称は一緒ですよ。法定協議会になったという話ですかね。話す内容について具体的にまず何が変わるのか、もしくは変わらないのかという点と、あともう一つが、この会議で議論した内容だったり出た結論というのが、今までと変わるのかどうかというところを2点お答えいただきたいと思います。

【杉崎委員長】 石黒主査。

【石黒主査】 会議の名称はこれまでと変わらない地域公共交通会議になるんですけども、これまででは道路運送法に基づく地域公共交通会議を行っております、その中でコミュニティバスの運行についての検討を行ってまいりました。これからは道路運送法に基づくメンバーの中に、さらに活性化法に基づく協議会としての構成員を加えることで、地域公共交通計画についての検討を行っていくものでございます。

話し合う内容としましては、これまでどおりコミュニティバスの運行について検討すると同時に、地域公共交通計画の作成とそれの実施について検討するものになります。最終的にこちらの地域公共交通計画を作成した後に、この協議会から国土交通省にこの計画の認可をいただいて、その進行管理をしていく流れなどを検討していくのが今後の会議の検討内容になります。

以上です。

【杉崎委員長】 佐藤正憲委員。

【佐藤（正）委員】 そうすると、今までは基本的にはコミバスの検討していたところをもうちょっと幅広くというか、町全体の公共交通、例えば路線バスとかも入ってくるんですかね、デマンド交通とかも入ってくるんですかね、分からないですけど、そういったことを含めてもっと総合的に公共交通の在り方も含めた議論のようなものを幅広くやっていくということで、今回の条例案というか、会議の位

置づけを変えた。そういうイメージでいいのかどうか、お答えいただきたいと思います。

【杉崎委員長】 石黒主査。

【石黒主査】 ご質問のとおりでして、こちらは今度の新しい会議の中で交通の在り方などを検討するために、今回、構成員として今、町内を運行していただいている路線バスの事業者として相鉄バスさんと、あとJRさんに加わっていただいて、町内の公共交通の在り方などについて検討するような形になっておりまして、その中で先ほどご質問の中でいただいたデマンドバスなどの検討をしていくようなことになる予定です。

以上です。

【杉崎委員長】 佐藤正憲委員。

【佐藤（正）委員】 分かりました。町内の公共交通についての検討ということなので、最後、1点確認したいのは、町内というのは必ずしも町域だけに限らず、町域に付随する、例えば海老名と寒川の路線とか、町をまたいでいる公共交通ですけれども、そういったものも含めて議論をされていくような会議になるのかどうかというところを最後確認したいんですが。

【杉崎委員長】 石黒主査。

【石黒主査】 ご質問にありましたとおり、海老名～寒川線などをこの会議の中で、交通計画の中でその路線のことを位置づけることで、その路線についての検討も進めていくような形になりますので、海老名～寒川線に限らず、町域を越えた形での交通の検討も中に含めることは可能と考えております。

以上です。

【杉崎委員長】 他にございますか。

橋本委員。

【橋本委員】 1点確認させていただきます。公共交通会議の頻度、どのくらいのペースでこの会議が予定されているのか教えてください。

【杉崎委員長】 石黒主査。

【石黒主査】 公共交通会議の開催予定についてのご質問でございます。こちらにつきましては、来年度、令和4年度につきましては、今のところ2回を予定しております。

まず最初に、この会議の委員の方たちの委嘱等を行わせていただくのと、この計画についての進行管理のご説明をさせていただくのが1回と、あと来年度この公共交通計画を策定するに当たりまして、町内の交通についての調査を行う予定ですので、その調査内容等の検討と、あと実施内容の報告等を予定しておりまして、来年度は2回、それで令和5年度に実際に計画の内容を確定させる必要がございますので、今のところ令和5年度ですと3回を予定しております。令和5年度で計画が確定した後は、国の認可等をいただいた後に計画の進行管理をしますので、それについてはこの会議の中で進行管理をするに当たっては、年間に1回もしくは2回の開催を予定しております。

以上です。

【杉崎委員長】 他にございますか。

（「なし」の声あり）

【杉崎委員長】 なければ、横手副委員長。

【横手副委員長】 大体聞いてくださったのであれなんですけど、ちょっと気になったところが、基本的にコミュニティバス、デマンド型交通、それから今回はJRさんが入ってくるということは、電車の部分が初めて入ってくるのかなと思っています。JRさんについてはいろいろ思うところもあるでしょうから、そういう意味でいうと、例えば、今、相模線の利用者が増えて、ダイヤを変更するというのも話し合いの中に入ってくるのかというのがまず1点。

それからもう一つは、前橋市なんかは自動運転のバスが今走り始めています。自動運転バスみたいなものも町内を走らせるようなこと、公共交通ですから、考えの中でそういうのが出てくる可能性があるのかどうか、そこをお聞かせください。

以上2点。

【杉崎委員長】 畠山都市計画課長。

【畠山都市計画課長】 まず、1点目のJRさんが入ることにより、相模線のダイヤの改正というお話でございます。こちらについては今現在も相模線の活性化協議会とか、そういった中でも要望という形で上げているものであります。

今回この交通会議を開催することによって、今お話しいただいたようにコミバスだったり路線バス、あとはタクシーとか、そういったものも総合的な交通で全て含む中で進めていきますので、そういった中で利便性、移動性の向上のために、例えばバスがここまで来れば、電車との接続がこうなればもっとよくなるというお話は、当然議論の中では入ってくると考えてございます。その中でどういった形で整理がつくかなというところは、今後の進捗なかなと思っていますところ。

それと、あと自動運転バスなんですけど、こちらについても、例えば人口減少であったりとか、そういったものを含めて考えていった中で、今いろんな地方で実証運行などが進められている状況だと思えます。

恐らくいろいろな道路自体の整備であったりとか、そういったものも当然必要になってくる事柄だと思いますので、検討する材料としては、当然それも含む形で進めていきたいと考えています。ただ、実現というところになってくると、ある程度は中長期的な考えの中で、交通会議の中でも議論を進めていこうかなと思っていますところ。

以上です。

【杉崎委員長】 横手副委員長。

【横手副委員長】 分かりました。相模線については大体分かりましたので、とにかく接続のよさとか、利便性を高めていくところは引き続きやっていくべきだなと思えますし、またこの中でも改めて話をしていくべきではないかなと思えます。

それと、自動運転のバスについては、もちろんインフラを整備しなければいけないなと思っている中で、実はそこで交通会議の委員、この14人の中にICTであったり、それから通信キャリアの方たちが仮に入ってもらって、検討の材料にするときは、例えば(7)の「その他町長が必要と認める者」というところに該当することによろしいのか、それについてお答えください。

【杉崎委員長】 石黒主査。

【石黒主査】 この条文にあります「その他認める者」につきましては、先ほどおっしゃられたよう

なICTの業者様、また今回ですと海老名～寒川線がありますので、海老名市の方などにも来ていただけたらと考えております。

以上です。

【杉崎委員長】 横手副委員長。

【横手副委員長】 もう1回聞きます。ありがとうございます。それはいいんですけど、通信キャリアみたいな企業の方たちは今考えては全くいない。それだけ教えてください。

【杉崎委員長】 石黒主査。

【石黒主査】 現状ですと、委員の皆様の中で公共交通計画の検討をしていただくんですけども、その中で自動運転など、あとMa a Sなどの利用という方向に話が発展した場合には、専門の業者さんなどに参加していただくというのも検討していくべきだと考えております。

以上です。

【杉崎委員長】 これをもって質疑を終結いたします。お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。

【杉崎委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

本日、建設経済常任委員会に付託された議案は質疑まで終了いたしました。この後、討論、採決の予定でありますけれども、討論のための休憩、いかがいたしましょう。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

【杉崎委員長】 それでは、これより討論に入ります。議案第20号 寒川町工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について、討論はありませんか。

まず、反対討論の方。

青木委員。

【青木委員】 働いている方々への憩いの場という面からいくと、減というのはなかなか懸念されるのと、先ほどもいろいろとお答えはいただいたんですが、やっぱり減ることについては、ゼロカーボンシティを宣言した町の整合性という面では疑問があるという点で、反対とします。

また、将来的な町の緑地、規制が緩和されて、またさらに全体的な緑地の減に歯止めが利かなくなるのではないかということも含めて、反対とします。

【杉崎委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【杉崎委員長】 反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【杉崎委員長】 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第20号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【杉崎委員長】 賛成多数であります。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第21号 寒川町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正に

ついて、討論はありませんか。

まず、反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【杉崎委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【杉崎委員長】 討論なしと認めます。

これより議案第21号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【杉崎委員長】 賛成全員であります。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第22号 寒川町地域公共交通会議設置条例の制定について、討論はありませんか。

まず、反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【杉崎委員長】 賛成討論のある方。

佐藤正憲委員。

【佐藤(正)委員】 いろいろ質疑の中で明らかになったことがありまして、今までの地域公共交通会議とは位置づけが違うというところで、今回設置することによって、これはかなり重要な会議だということちょっと認識させていただいて、これで議論することによって、恐らく今までコミバスの中でしか議論してなかったものがもっと幅広い議論がされるということで、寒川町の公共交通の未来を見たときに非常に重要な会議になると思いますので、今回こういった形で位置づけを変えたということは非常に評価できることなのかなと思っております、賛成とさせていただきます。

【杉崎委員長】 他に討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

【杉崎委員長】 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第22号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【杉崎委員長】 賛成全員であります。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議題は終了いたしました。

これをもちまして建設経済常任会を終了いたします。お疲れさまでございました。

午前10時26分 閉会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和4年6月2日

委員長 杉崎隆之